

静岡県告示第219号

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第10条の2第1項の規定に基づき、建築物の各部分の耐力、変形限度等に関する基準を定める。

平成29年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「政令」という。）第88条第1項に規定するZを用いる地震力等の計算においては、Zの数値に1.2を乗じて計算しなければならない。ただし、次に掲げる規定に用いるZの数値については、この限りでない。

ア 特定天井に係る規定

イ 建築設備等に係る政令第5章の4の規定

- (2) 政令第46条第4項に規定する軸組を設置する場合は、同項に規定する各階の床面積に同項表2に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。

- (3) 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13年国土交通省告示第1540号）第5第5号に規定する耐力壁を設置する場合は、同号に規定する各階の床面積に同号表1に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の構造部分については、適用しない。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下、「品確法」という。）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1の1-1(3)の等級2又は3の基準に適合する（同法第5条第1項、第31条第1項、第33条第1項又は第58条第1項に基づく評価、認定又は認証を受けたものに限る。）建築物の構造部分

- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項第1号ロの規定に係る長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2、(2)①又は②の基準に適合する（同法第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に基づく認定を受けたもの又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から適合することを証する書面の交付を受けたものに限る。）建築物の構造部分

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。